

「公共施設使用料設定に関する基本方針（案）」に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	平成24年11月27日（火）～平成24年12月26日（水）		
意見提出者数	7人	意見件数	8件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	全体	<p>これは、図書館で調べものをしたり、本を借りたり、勉強するとき使用料を取り立てる考え方である。使用料をとる他の自治体に倣うのではなく、無料を貫くことで地域的に名を上げて欲しい。利用者あつての施設であると考え。再考願いたい。</p> <p>①「施設使用料の適正化」と題した値上げでは？ 施設を利用する方としない方では大きな差があると思うが、有料化によって利用者が減少することは明確。 使用料を取るよりも利用者を増やす取り組みの方が優先ではないか？</p> <p>②コミュニティセンターで気楽に会話や小物作りを楽しんでいたが、場所代がかかると大変な出費となり、これまでのように集まることができなくなる。 無料という利点を生かし、利用しない方への利用促進を図るべきではないか？</p> <p>③私たちのサークルはコミュニティセンターを毎週利用している。また皆年金者で会費も集めず気楽に集まることができた。今後、会場費を負担することになると毎週は集まれなくなってしまうかもしれない。このようなサークル活動が高齢者の心と体を健康に保ち、市の支出を減らす一役となっているのではないか？</p> <p>④利用料金による収入をどの程度見込んでいるのか？施設の利用する人と利用しない人との不公平とは何か？ 市は公共施設の利用を促進すべきで、有料化をすれば利用を躊躇せざるを得なくなる団体も出てくる。 有料化は反対である。</p> <p>⑤背景として震災対応費やゴミ処理施設更新費などを上げていることに違和感を覚える。どれも大事なことであるが、それと市民の健康的・文化的な生活に関わることは別と考える。それぞれが大変な暮らしの中で憩えるコミュニティセンターなどは、大切な役割を果たしている。 誰もが無料で気軽に足を運べるよう、必要な所には予算を使って住民に優しい市であることを望んでいる。</p>	1	<p>当方針案6. 受益者負担割合の設定において、施設の設置目的や性質によって受益者に求める負担割合を整理しているため、ご指摘いただいているような状況ではないと考えます。 従って、当方針案では原案どおりの内容といたします。</p>
			5	<p>この取り組みは、本市の行財政改革の一環として取り組まなければならない重要な施策と考えております。その理由といたしましては、当方針案1. 使用料の適正化を図る背景、2. 現状と課題でも述べさせていただいておりますが、依然厳しい財政状況にあることと、何よりも施設を利用する方と利用しない方との税負担の不公平を是正することにあります。</p> <p>これは、無料施設であるために施設に係る経費が全て税で賄われるため、利用する人も利用しない人も施設に係る経費に対し同じ税負担が発生します。しかし、施設を利用しない人は税の負担だけが発生しそれに対するサービスを受けることがないため、そこに不公平が生じている現状があるということです。</p> <p>使用料を負担いただくにあたり、当方針案5. 受益者負担割合の設定、6. 対象施設において、利用者への過度な負担とならないよう整理させていただいており、施設が有料化となっても施設の必要性や役割は変わることはなく、今までと同じ利用が可能であると考えます。また、利用者の皆様に満足いただく施設の運営を目指し、今後もより一層努力し取り組んでいかなければならないと考えます。 従って、当方針案では原案どおりの内容といたします。</p>
2	7. 対象施設	<p>P6表の対象施設について、きらくやまふれあいの丘福祉・健康施設と総合運動公園などの体育施設とでは、受益者負担率に大きな差がある。利用者にとってどちらも体育施設と変わらないと思うが、そこに差があるのは問題である。</p> <p>また、きらくやまの場合、風呂の利用、会議室の利用、ホールの利用などがあり、それらを一括で受益者負担率を一律にすることは無理と考える。さらに、付帯設備・装置を利用する者とそれらの装置を持ち込む者があり、その場合同一使用料でよいのか？持ち込んだ場合の電気料は支払わなくてよいのか？それぞれの施設管理者の意見も取り入れて決めるべきと考える。</p>	1	<p>ご指摘のとおり、きらくやまふれあいの丘には、すこやか福祉館をはじめ、文化ホール的な世代ふれあいの館、体育施設に類するテニスコートやゲートボール場、多目的なふれあい広場や野外ステージなど、一般的な貸出施設と福祉施設が混在する複合施設であると考えます。</p> <p>すこやか福祉館については、社会福祉事業や老人福祉事業を主体とする福祉施設であるため受益者負担率50%として取り扱います。それ以外の施設につきましては一般的な貸出施設として受益者負担率100%の取扱いといたします。</p> <p>従って、P6表中の「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」の施設を細分化し、次の施設区分に修正し表記いたします。</p> <p>○すこやか福祉館 B分類 50% 福祉・健康施設 ○世代ふれあいの館 D分類 100% 文化・観光施設 ○野外ステージ D分類 100% 文化・観光施設 ○テニスコート D分類 100% 体育施設 ○ゲートボール場 D分類 100% 体育施設</p>

3	12. 減額・免除制度	使用料に年会費制（パスポート）を取り入れては？各施設は常連の利用が多いので、年会費制を導入すれば利用者にとっても、また市の財政にとっても一括で入金できるので便利ではないか（当然使用料の割引を考慮する。）？	1	ご提案につきましては、利用者の利便性に加え利用者を増やす有効な取り組みの一つと考えますので、今後の各施設運用の中で検討して参りたいと考えます。 従って、当方針案では原案どおりの内容といたします。
---	-------------	--	---	--